

平成29年5月 議会月例報告会

平成29年5月23日

企画情報課

□報告事項名

- 1 平成29年度発注状況（4月分）
別添のとおり
- 2 地域おこし協力隊起業支援補助金について
別添のとおり

平成29年5月 議会月例報告会

平成29年5月23日

企画情報課

平成29年度発注状況(4月分)

No.	工事・業務名	担当課	工種	工事箇所	予定価格 (税込)	請負金額 (税込)	落札率	請負業者	完成予定日
1	広報ことうら印刷製本業務	企画情報課	物品	企画情報課	5,000,400	3,402,864	0.681	今井印刷(株)	H30.3.31
2	琴浦町役場分庁舎・教育委員会事務局複合機リース業務	企画情報課	物品	企画情報課	8,586,000	3,129,840	0.365	(株)ケイズ	H34.4.30
3	ワークセンター公用車(1号車)リース業務	総務課	物品	総務課	1,360,800	1,056,240	0.776	(株)赤碕オート	H29.5.31
4	ワークセンター公用車(2号車)リース業務	総務課	物品	総務課	1,425,600	1,049,760	0.736	(株)赤碕オート	H29.5.31
5	平成29年度光ケーブル施設伝送路設備保守業務	企画情報課	役務	企画情報課	6,490,800	6,264,000	0.965	三保電機(株) 米子支社	H30.3.31
6	平成29年度ことうら議会だより印刷製本業務	議会事務局	物品	議会事務局	1,188,000	892,330	0.751	勝美印刷(株) 鳥取支店	H30.3.31
7	平成29年度下水道施設等水質検査委託業務	上下水道課	業務	琴浦町内	1,609,200	1,576,800	0.980	倉吉環境事業(株)	H30.3.31
8	琴浦町福祉あんしん課(地域包括支援センター)公用車リース業務	福祉あんしん課	物品	福祉あんしん課	1,382,400	1,041,595	0.753	赤碕ダイハツ(有)	H29.6.15
9	聖郷小学校バリアフリー改修工事設計監理委託業務	教育総務課	業務	鋤	1,587,600	1,512,000	0.952	(有)アーク設計工房 琴浦事務所	H30.1.31
10	琴浦PA公衆トイレ・観光交流情報提供窓口施設清掃委託業務	商工観光課	役務	別所	3,402,000	2,558,520	0.752	港ビルサービス	H30.3.31
11	琴浦町企画情報課公用車リース業務	企画情報課	物品	企画情報課	1,630,800	1,146,960	0.703	永禮自動車販売(有)	H29.6.7
12	福祉あんしん課公用車リース業務(生活支援係)	福祉あんしん課	物品	福祉あんしん課	1,382,400	1,114,560	0.806	赤碕ダイハツ(有)	H29.6.15
13	福祉あんしん課公用車リース業務(箱バン)	福祉あんしん課	物品	福祉あんしん課	1,360,800	1,082,160	0.795	永禮自動車販売(有)	H29.6.15
14	ポリ硫酸第二鉄溶液購入業務	上下水道課	物品	東伯・赤碕浄化センター	45.00	37.80	0.840	(有)野津善助商店	H30.3.31
15	水処理剤(錠剤)購入業務	上下水道課	物品	上下水道課	399.00	345.60	0.866	中国衛材(株)鳥取営業所	H30.3.31
16	平成29年度 生涯学習センター空調設備保守点検業務	社会教育課	業務	社会教育課	1,296,000	1,080,000	0.833	(有)足立水道設備	H30.3.31
17	平成29年度地域おこし協力隊公用車リース業務	企画情報課	業務	企画情報課	894,240	746,496	0.835	赤碕ダイハツ(有)	H29.6.30
18	琴浦町立聖郷小学校複合機リース業務	教育総務課	物品	聖郷小学校	680,400	667,440	0.981	(有)ふじもと	H29.5.31
19	琴浦町立赤碕小学校児童用机椅子購入業務	教育総務課	物品	赤碕小学校	864,000	820,800	0.950	(有)ふじもと	H29.5.31
20	琴浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務	福祉あんしん課	役務	福祉あんしん課	3,283,200	2,366,280	0.721	アシスト(株)	H29.10.2
21	トレーニングルームトレッドミル・エアロバイク購入業務	社会教育課	物品	琴浦町総合体育館	2,689,200	1,911,600	0.711	(有)マルイスポーツ	H29.6.30

琴浦町地域おこし協力隊起業支援補助金について

平成29年5月23日
企画情報課

1 補助金の目的

隊員の起業に関する経費を支援するとともに、本町への定住及び町の活性化を図る。

2 この補助金における起業

- ① 事業を営んでいない者が所得税法第229条(※)に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの

※所得税法第229条: 国内において新たに事業所得等を生ずべき事業を開始し、又は当該事業に係る事業所等又はそれに準ずるもの設け、又は移転・廃止した場合は、その事実があった日から1カ月以内に税務署長に届けなければならない。

- ② 事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、事業を開始するもの
③ 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

3 補助金の内容

項目	内容
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内の者 ② 協力隊の任期終了の日後1年以内の者
交付要件	① 協力隊が町内で起業すること ② 町内に住所及び事業活動の拠点を有すること
補助金の額	対象経費の10/10以内で、上限は1,000千円とする (ただし、補助金の額が100千円未満となる場合は交付しない) 概算払いは交付決定額の90%を上限とする 1人につき一の年度に限る
補助金の返還	次に該当する場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命じることができる ① 偽りその他不正手段により補助金の交付を受けたとき ② 退任後1年以内に、自己の都合により町外に転出したとき
実施状況報告	事業完了年度の翌年度1年間の実施状況について、町へ報告する